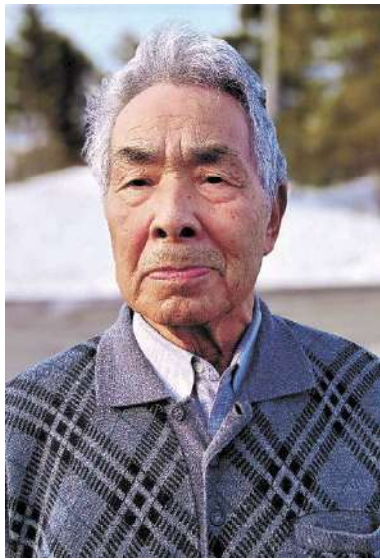


憲法事件を歩く

理念と現実のはざまで 87

編集委員 渡辺秀樹



猿払事件(上)

第9部 15条

すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。

①

憲法は「公務員は全体の奉仕者」(15条)と規定している。これを基に公務員は法律で政治活動が禁止され、上司の職務上の命令に忠実に従う義務を負う。一方で、公務員も市民の一員であり、憲法の「一切の表現の自由」(21条)や「思想、良心の自由」(19条)が保障される。このため現実社会では時に制限と自由がぶつかり合う。公務員は24時間365日、権限の有無に関係なく「全体の奉仕者」なのか。自らの思想、良心に反する職務命令にも従わなくてはならないのか。長年争われてきた問題と司法判断の変遷をたどる。

本最北の村、猿払村にたどり着いた。

3月中旬。北海道・稚内空港から日本海沿いの国道を東へ車を走らせる。宗谷岬を越えると海はオホーツク海と名を変え、寒さが幾分緩んだとはいえ、車道を除雪した雪は所々で高さ2メートルに達する。山側をエゾシカが悠然と歩いていく。1時間余で日

本最北の村、猿払村にたどり着いた。総面積590平方キロメートルと北海道で一番広い村だが、その8割は山林・原野で覆われている。国道から内陸部に少し入ると開けた集落が現れた。村中心部の鬼志別である。半世紀以上前、ここでも起きた小さな事件が憲法裁判史に残る事件に発展する。

1966(昭和41)年末、自民党議員や閣僚に不祥事が相次ぎ、当時の佐藤栄作



58年前の事件の舞台になった鬼志別郵便局。当時は100メートルほど山側にあったという。3月中旬、北海道猿払村

大沢克己と裁判を一緒に闘った元全通組合員の松本行夫(左)と白取競二3月中旬北海道猿払村

公務員の政治活動 勤務時間外も違反か

首相は事態打開のため通常国会冒頭で衆院を解散した。「黒い霧解散」である。翌67年1月の総選挙で最大野党の社会党は佐藤内閣打倒の好機とばかり総力戦を展開する。

公示日の1月8日、鬼志別郵便局員だった大沢克己(当時33)は、勤務時間外に地元6カ所の掲示板に社会党の立候補者のポスターを貼っていた。社会党の有力基盤だった日本最大の労働組合全国組織「総評」(日本労働組合総評議会)は、郵便局職員らでつくる「全通」(全通信労働組合)は、その傘下にある中核的な労組だった。

全通組合員で総評猿払地区労働組合協議会事務局長の大沢は地区労働協会の決定に従い、2人の社会党候補の支援活動をしていった。公示日前後には候補のポスター計184枚を4人の組合員に掲示を依頼して郵送したり、手渡ししたりした。

大沢の同僚で当時、全通鬼志別分会長だった松本行夫(87)によると、そのポスターを貼っている郵便局関係者の姿を目撃した村民が警察に通報したようだという。「公務員が政党のポスターを貼ってもいいのか」と。

郵便局員は2007年に郵政民営化されるまで現業の国家公務員だった。国家公務員法(国公法)は、憲法15条の「全体の奉仕者」の規定に基づき、選挙権の行使を除いて政治的行為を禁じている。何が政治的行為かは人事院規則で細かく定められ、選挙用ポスターの掲示や配布も該当するとされる。違反には罰則がある。

通報を受けた稚内署は選挙後、関係者の一斉聴取に乗り出す。村内の地来別郵便局員で全通地来別分会長だった白取競二(87)もその一人。「村の派出所と呼ばれ、『ポスター』を送られてきたか」「切手貼ってあったか」などとしてこく聴かれた。白取自身は掲示板に貼りに行ったが、既に別の労組の組合員によって貼られた後だったという。

ポスターの配布元になった大沢は国公法違反の罪で、正式裁判を省略する略式起訴になり、稚内簡裁は罰金5千円の略式命令を出した。松本によると、大沢は5千円を払って終わりにするつもりだった。ところが、労働組合活動を巡る直近の司法判断の結果がそれを許さなかった。

猿払事件の前年10月、東京中央郵便局の組合員たちが職場大会に参加するための職場放棄を指導したとして組合役員8人が郵便法違反教唆(そそのかし)の罪に問われた事件(全通東京中郵便事件)。最高裁は高裁の有罪判決を破棄し、差し戻す画期的な判決を出した。「憲法28条の労働基本権の制約は必要最小限にとどめるべきで、単純な不作為(職場放棄)に対し刑事制裁をすべきでない」というのが理由だった(差し戻し審で全員の無罪が確定)。これに活気づいた全通中央委員会、最果ての村で起きた小さな事件を見逃さなかった。

「これは憲法裁判にできる。大沢さんの身は全通が引き受ける」と裁判闘争の全面支援を約束(松本の証言)。家族は反対したというが、大沢は略式命令を拒否して正式裁判に打って出る決断をした。

こうして国家公務員法の政治活動の制限が、憲法21条の「一切の表現の自由」に違反するかどうかを問う裁判が始まることになる。

その大沢は今、どうしているのか。20年以上前に札幌市に移住して音信がないという大沢の連絡先を探し当て電話した。妻が出て、2022年に亡くなったと告げた。妻に猿払事件について聞くと「もう何も分からない」と繰り返し、語ろうとしなかった。

この裁判のたどった経過が重苦しい記憶になっているのではないかと考えた。

〈次回から日曜日の第三社会面に掲載します。第8部までは同タイトルの本(岩波書店)で読むことができます〉
(敬称略)

憲法事件を歩く 理念と現実のはざままで 88

編集委員 渡辺秀樹

第9部 15条

すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。

②

1968（昭和43）年3月1日。日本最北の村、北海道猿払村の郵便局長、当時国家公務員大沢克己（2022年死去）は、旭川地裁の法廷に立っていた。

その前年の1月の衆院選で、勤務時間外に社会党候補者のポスターを掲示板上に貼ったり、他の組合員に配ったりし、国家公務員法（政治的行為の禁止、違反の罪に問われた。郵便局長らでつくる全通（全通信労働組合）の「憲法裁判にできる」との要請で、稚内簡裁の略式命令（罰金5千円）を拒否し、正式裁判を求めた結果である。

傍聴した大沢の同僚で全通分会長だった松本行夫（87）は「大沢さんは、はっきりとした声で自分の名前を言い、堂々としていた」と振り返る。傍聴席は労働組合員らで満席になり、その中には正式裁判に持ち込むことに反対していた大沢の家族の姿もあった。

「大沢さんの身は全通が引き受ける」との中央委員会の約束通り、全通弁護士団が全面支援。団長の東城守一（1977年急逝）が主任弁護人に就いた。

東城は東大法学部生時代から、戦後初期の労働組合全国組織「産別会議」の書記を務め、のちに千人を超える総評（日本労働組合総評議会）弁護士団の結成の中核になった筋金入りの「労働弁護士」。酒好きでかばんの中には常にウイスキーのサントリイ・ローヤルがあった。

猿払事件発生の前年には、やはり主任弁護人を務めた全通東京中央郵便局事件で「暴力行為などを伴わない単純な争議行為は刑罰の対象にならない」との最高裁判決を引き出していた。

国家公務員法は戦後間もない1947



猿払事件1審で無罪判決を言い渡した裁判長の時国康夫（写真は1986年5月、ロッキード事件全日空ルート控訴審判決時のもの）



全通弁護士団長として主任弁護人になった東城守一＝1957年ごろ、東京・新橋

猿払事件（中）「政治活動制約は必要最小限で」無罪判決

（昭和22）年に制定。米ソの対立による国際的緊張の高まりを背景に、米国中心のGHQ（連合国軍総司令部）の強い指示によってわずか1年で改正された。日本を極東の「反共基地」にする政策の一環で、激しさを増していた官公労働者の争議を抑える狙いだった。改正によって国家公務員の争議行為、政治活動は一律、全面的に禁止され、違反には3年以下の懲役または10万円以下の罰金が科されることになった。

猿払事件の裁判では事実関係に争いはなく、改正国家公務員法の政治的行為禁止規定や、その違反に刑罰を科すことが憲法21条の「一切の表現の自由」に反しないか、理論面が最大の焦点になった。このため、公判には労働法や行政法の学者が証言台に立ち、国公法改正の詳細な経過やドイツ、米国における公務員の政治活動制限などを解説。いずれも今回のケースで国公法違反を問うことに否定的な見解を示した。

3月19日の第3回公判には一通の鑑定意見書が提出された。書いたのは駒ヶ根市出身の憲法学者、芦部信喜（当時、東大教授、1999年死去）である。

奇遇にも、芦部と裁判長の時国康夫（98年死去）は同時期、米ハーバード・ロースクールに留学、帰国後、司法研修所とともに「憲法訴訟論」のセミナーを開いていた間柄。猿払事件の裁判は2人にとって初めて、米国で習得した憲法訴訟論を日本で実践する場になった。

「公務員の政治活動禁止の違憲性」と題した芦部の意見書は15頁。「表現の自由、特に政治活動の自由は、民主的な政治過程を基礎づける最も根本的、不可欠な原則。それを規制する立法の合憲性は、漠然たる基準で判定することは許されない」と前置き。米国判例も詳しく紹介しながら、こう締めくくった。

国家公務員法や人事院規則の規定は極めて包括的に政治活動を制限し、その範囲は必ずしも明確でない。そのため公務員は法に触れるのを警戒するあまり、事実上、極端に表現の自由、政治活動の自由を制約される恐れが大きい。

その6日後の25日、傍聴席が満席の法廷で時国は判決を言い渡す。

「主文 被告人は無罪」

判決理由で時国は、芦部意見書と同様、憲法21条の表現の自由に由来する政治活動の権利は「基本的人権の中でも最も重要な権利」とし、「国家公務員の政治活動の制約は必要最小限度でなければならない」と強調。「非管理職の現業公務員で、機械的な仕事にとどまる職員が勤務時間外に国の施設を利用することなく、労働組合活動の一環として行った行為」にまで罰則を適用することは「憲法21条と31条（適正手続きの保障）に違反する」と結論づけた。

起訴前、罰金5千円を払って終わりにするつもりだった大沢。同僚の松本によると、判決後、地裁から出て記者に囲まれ、「全通とともに闘う」と力強く述べたという。

（敬称略）

＜日曜日に掲載します＞

憲法事件を歩く 理念と現実のはざままで 89

編集委員 渡辺秀樹

第9部 15条

すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。

③

管理職でない現業公務員が勤務時間外に行った政治活動にまで国家公務員法違反の罰則を適用したのは、表現の自由などの憲法に違反する。北海道猿払村の郵便局員(当時国家公務員)だった大沢克己(2022年死去)が1967(昭和42)年、勤務時間外に選挙ポスターの掲示、配布をしたことを無罪にした旭川地裁の判決は、国公法違反に問われた同種の事件に強い影響を与えた。

徳島郵便局員が勤務時間外に参院選候補者の個人演説会で司会をしたり、投票を呼びかけたりした事件は69年、徳島地裁が猿払事件一審とほぼ同じ理由で無罪に。総理府(現総務省)統計局の事務官3人が社会党や共産党の都議選立候補者名が書かれた職員組合ニュース(ビラ)を朝、通用門で登庁する職員に配った事件も72年、東京高裁は一審有罪を覆して無罪にした。

この間、猿払事件も控訴審の札幌高裁が旭川地裁の無罪判決を支持。国公法違反の罰則適用を違憲とする流れができたかに見えた。

この3件の事件はいずれも検察が上告。統一した憲法判断を示すため最高裁は15人の裁判官による大法廷で合わせて審理すると決めた。日本最北の村で起きた小さな事件が歴史的な審判を受けることになる。

74年2月。弁護士の塙悟(92)は大法廷での弁論に立っていた。2日にわたる弁論

猿払など3事件の逆転有罪判決に抗議する支援者たち＝1974年11月、最高裁前



猿払事件(下) 時間外、非管理職でも政治活動は違反 最高裁逆転有罪

には9人が臨んだが現在、健在なのは塙ただ一人である。

塙は総評(日本労働組合総評議会)弁護団の理事を務めていた。猿払事件の主任弁護人、東城守一(1977年死去)とは、三菱樹脂事件(学生運動に関わったことを理由に男性が本採用を拒否された事件)とともに代理人を務めた間柄。その東城に請われて最高裁段階から弁護団に加わった。総評弁護団の一員と言っても専ら民間の労働事件を扱った経験しかなく「正直言って、(法律の違う)公務員の事件はあまり自信がなかった」と振り返る。

塙の弁論のテーマは「表現の自由の現代的意義とその優越性」。国民が代表者の選出に関与し、その行動を自由に批判し議論することが保障されてこそ民主主義を有効性あるものにする主張。だから、表現の自由のうち政治的表現活動の自由は、各種の自由の中でも「優越的地位」にあると強調した。それを、刑罰の制裁の効果によって規制するのは「到底憲法の趣旨に合致しない」と訴えた。

大法廷の裁判長は最高裁長官の村上朝一(87年死去)。三菱樹脂事件でも一、二審原告勝訴の判決をひっくり返しており、猿払事件弁護団の中でも「勝訴を確信しているのは東城さんぐらい」(塙)だった。

弁論から9カ月後の74年11月。大法廷は3事件ともに無罪判決を破棄し、有罪とする判決を言い渡す。15人中11人の多数意見。判決理由は次のようだった。

①職種や職務権限、勤務時間の内外、国施設利用の有無などを区別しなくても公務員の政治的中立性を損なう恐れがある行為を禁じるのは合理的。憲法21条に反しない
②国民全体の共同利益を損なう行為に出る公務員に対し、刑罰の制裁が必要か否かは立法政策の問題。国公法に罰則を設けたことが憲法に違反する道理はない。

弁護団の主張はことごとく退けられた。「(優れた一、二審判決を覆すとは)いい度胸しているよ」。大法廷で判決本文を聞いて東城が皮肉を込めてつぶやいたのを塙は覚えている。

猿払村から最高裁に駆けつけた全通(郵便局員らでつくる全通信労働組合)の仲間、白取純(87)によると、大沢は判決後の集会で「とことん闘ったが、最高裁は俺を罪人にした」と叫んで大粒の涙を流した。

この判決に憲法や労働法の学者らは「公務員の市民としての人権を軽視するもの」などと反発した。猿払事件一審で意見書を提出し、統計局事件控訴審で証言台に立った駒ヶ根市出身の憲法学者、芦部信喜(当時東大教授、99年死去)もその一人。判決が、勤務時間内外などに関わらず一律全面的な政治的行為の禁止を認めたことに対し、大筋こう批判した。

公務員は常時勤務状態にあるという君主制憲法下の公務員観をそのまま受けついで(「戦後政治裁判史録4」)。

それから38年を経て、最高裁の姿勢は変わる。



最高裁大法廷で弁論に立った弁護士の塙悟＝4月下旬、東京・四谷

〈次回は21日に掲載します〉
(敬称略)